

民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案について -売買, 賃貸借等の不動産取引関連を中心に-

各位

謹啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、法務省は平成21年より民法債権法の改正作業を進めて来たところですが、昨年2月の中間試案の提示、同4月のパブリックコメント等を経て、本年8月26日、法制審議会民法(債権関係)部会において「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」が決定されました。

要綱仮案が示す改正内容には、売主の義務に関する規定の新設(現行の瑕疵担保責任規定は廃止)、賃貸借関係で敷金・原状回復等の規定及び個人保証契約に関する規定の新設など不動産取引に関連する事項が含まれます。

そこで、当センターでは、この度、法制審議会民法(債権関係)部会の幹事として改正作業に携わっておられる、早稲田大学教授 山野目章夫 先生を講師にお招きし、下記の通りセミナーを開催することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、ご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年10月20日(月) 15:00～(2時間程度)
2. 場 所 都道府県会館 101 大会議室
東京都千代田区平河町 2-6-3(別添案内図参照。TEL. 03-5212-9162)
3. テー マ 「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案について-売買, 賃貸借等の不動産取引関連を中心に-」
4. 講 師 早稲田大学教授 山野目 章夫 氏
5. 参加費 無料
6. 申込み 第95回住宅・不動産セミナー申込み専用サイト(下記 URL)にアクセスし、①会社名 ②部署 ③氏名 ④会社住所 ⑤メールアドレス ⑥電話番号 を入力してお申し込みください。

※セミナー申込み専用サイトは、セキュリティ強化のため、SSL 暗号化通信を利用しております。

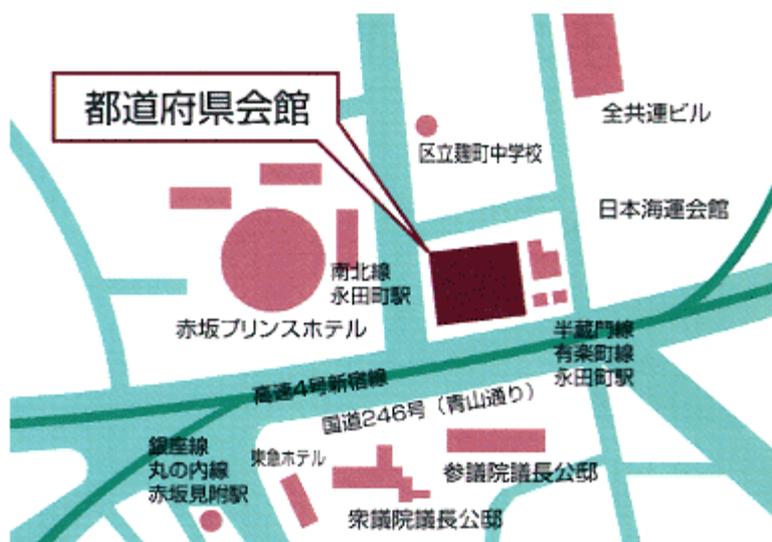
<https://www.hrf.or.jp/semi/>

- * セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参くださいますよう、お願いいたします。
- * 申込み締切日: 10月15日(水)。ただし、定員(140名)に達し次第申込み受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。(締め切りの際は上記サイトにてご案内させていただきます。)

7. 問合せ先 公益財団法人 日本住宅総合センター 研究部(西村、行武、原野)
semi@hrf.or.jp TEL. 03-3264-5901

以上

(会場案内図)



- 地下鉄 有楽町線・半蔵門線 『永田町駅』5番出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分
- 地下鉄 南北線 『永田町駅』9番B出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分
- 地下鉄 丸の内線・銀座線 『赤坂見附駅』D出口から徒歩約5分

公益財団法人 日本住宅総合センター 第95回 住宅・不動産セミナー

1. 日 時 平成26年10月20日(月) 15:00～(2時間程度)
2. 場 所 都道府県会館 101大会議室
東京都千代田区平河町 2-6-3 (Tel. 03-5212-9162)
3. テーマ 「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案について-売買, 賃貸借等の不動産取引関連を中心に-
4. 講師 早稲田大学教授 山野目 章夫 氏

*セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参ください。よろしくお願いいたします。